

「周波数割当計画の一部を変更する告示案等」に対する意見

該当箇所	意見
周波数割当計画の一部を変更する告示案など	<ul style="list-style-type: none">5888～5925MHzの放送事業用固定業務について、特定周波数変更対策業務の対象とするため、周波数の使用期限を「令和13年（2031年）3月31日」と規定することはやむを得ないものと考えます。今回の意見募集にあわせて公表された「制度整備の概要」（別添1）では、この周波数の使用期限に先んじて、一部地域（東北、関東、東海、近畿）において、V2X通信システムの先行的な導入のため、総合通信局等による周波数指定を可能とする旨が記載されています。こちらも放送事業者の設備計画に大きく影響するものです。放送事業者は周波数有効利用の観点から、当該周波数帯の固定業務について、特定周波数変更対策の円滑な実施に協力する所存です。しかしながら、▽無線設備の製造側の事情により納期が遅れる傾向にある、▽要員確保等の事情により工事が遅延・長期化する傾向にある、▽激甚化する自然災害等の影響を受ける可能性がある——など、放送事業者の工夫や努力だけで解決できない理由により、設備更新・周波数移行がスケジュール通りに進まない可能性を否定できません。したがって、周波数の移行期限等を新たに規定するのであれば、既存無線局の免許人の責によらない事由等には柔軟に対応する用意がある旨を示し、必要に応じ例外的な期限延長等を認めていただくよう、強く要望します。